

(様式第 1 号)

入札参加停止措置の概要

|           |  |                               |   |                               |
|-----------|--|-------------------------------|---|-------------------------------|
| 商号又は名称    | 日本ゼネラルフード株式会社（愛知県名古屋市中区千代田五丁目7番5号パークヒルズ千代田）<br>葉隠勇進株式会社（東京都港区芝四丁目13-3PM0田町東10F）<br>株式会社魚国総本社（大阪府大阪市中央区道修町1-6-19）   |                               |   |                               |
| 入札参加停止の期間 | 日本ゼネラルフード株式会社及び葉隠勇進株式会社<br>令和6年6月13日 から 令和6年8月12日まで（2か月）<br>日本ゼネラルフード株式会社及び葉隠勇進株式会社については、課徴金減免制度が適用された旨の申出書の提出があり、長野県建設工事請負人等選定委員会の承認があったことから、物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領運用基準第3第4項により入札参加停止期間を2か月とする。<br><br>株式会社魚国総本社<br>令和6年6月13日 から 令和6年10月12日まで（4か月）   |                               |   |                               |
| 事実概要      | 対象会社は、名古屋市が発注する中学校スクールランチ調理等業務の入札において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和6年5月22日に公正取引委員会から排除措置命令および課徴金納付命令を受けた。   |                               |   |                               |
| 理由        | 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領別表第2第5号(独占禁止法違反行為)に該当し、物品購入等の契約相手方として不相当であると認められる。  |                               |   |                               |
| 備考        | <p>【入札参加停止措置要領別表第2第5号】</p> <table border="1" data-bbox="331 1608 1490 2029"><tr><td data-bbox="331 1608 432 2029">独占禁止法違反行為</td><td data-bbox="432 1608 1289 2029">5 県内又は県外において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、物品購入等の契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号及び第9号に掲げる場合を除く。）</td><td data-bbox="1289 1608 1490 2029">当該認定をした日から<br/>4か月以上<br/>18か月以内</td></tr></table> | 独占禁止法違反行為                     | 5 県内又は県外において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、物品購入等の契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号及び第9号に掲げる場合を除く。） | 当該認定をした日から<br>4か月以上<br>18か月以内 |
| 独占禁止法違反行為 | 5 県内又は県外において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、物品購入等の契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号及び第9号に掲げる場合を除く。）  | 当該認定をした日から<br>4か月以上<br>18か月以内 |   |                               |